

平成 2 1 年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

4 項 医薬費

医療政策課（内線：7195）

2 目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保対策推進事業（医師養成確保奨学金貸与事業）	92,249	12,000	104,249				12,000	
トータルコスト	160,186	12,000	172,186	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	8.2 人	0.0 人	8.2 人	奨学生募集、選考、貸付手続				

説明

1 事業の目的

全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成、確保するため、大学医学部で学ぶ学生に対して、将来、県内の医療機関で医師として一定期間勤務した場合は、その返還を免除する奨学金の貸与を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。

2 事業の内容

- (1) 一般貸付枠の貸付対象に「県内外の大学医学部在学学生（2年～6年）」を加え、1年生～6年生を新規貸付対象とする。
- (2) 一般貸付枠の新規貸付者数を10名増やす。（現在5名→15名に拡大）
- (3) その他の貸付条件、返還免除条件など制度内容については、従来制度と同様のものとする。

区分	補正後	補正前
貸付対象	県内外の大学医学部生（1年生～6年生）	県内外の大学医学部生（新規入学者のみ）
新規貸付数	15人	5人
奨学金の額	変更なし	月額10万円（年額1,200千円）
貸付の条件	変更なし	(1) 鳥取大学の学生の場合 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。 (2) その他の大学の学生の場合 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。
返還免除の条件	変更なし	卒業後、一定期間（貸与期間の2倍に相当する期間で、臨床研修期間は除く。最大9年間。）内に、知事の指定する県内病院等に貸与期間の1.5倍に相当する期間（最大6年間。）勤務した場合に返還免除。

【債務負担行為】

医師養成確保奨学金 限度額：211,200千円（22～27年度）

うち、平成21年度貸付に係る後年度負担分60,000千円

平成22年度貸付に係る後年度負担分72,000千円

計 132,000千円分の債務負担行為を変更増。